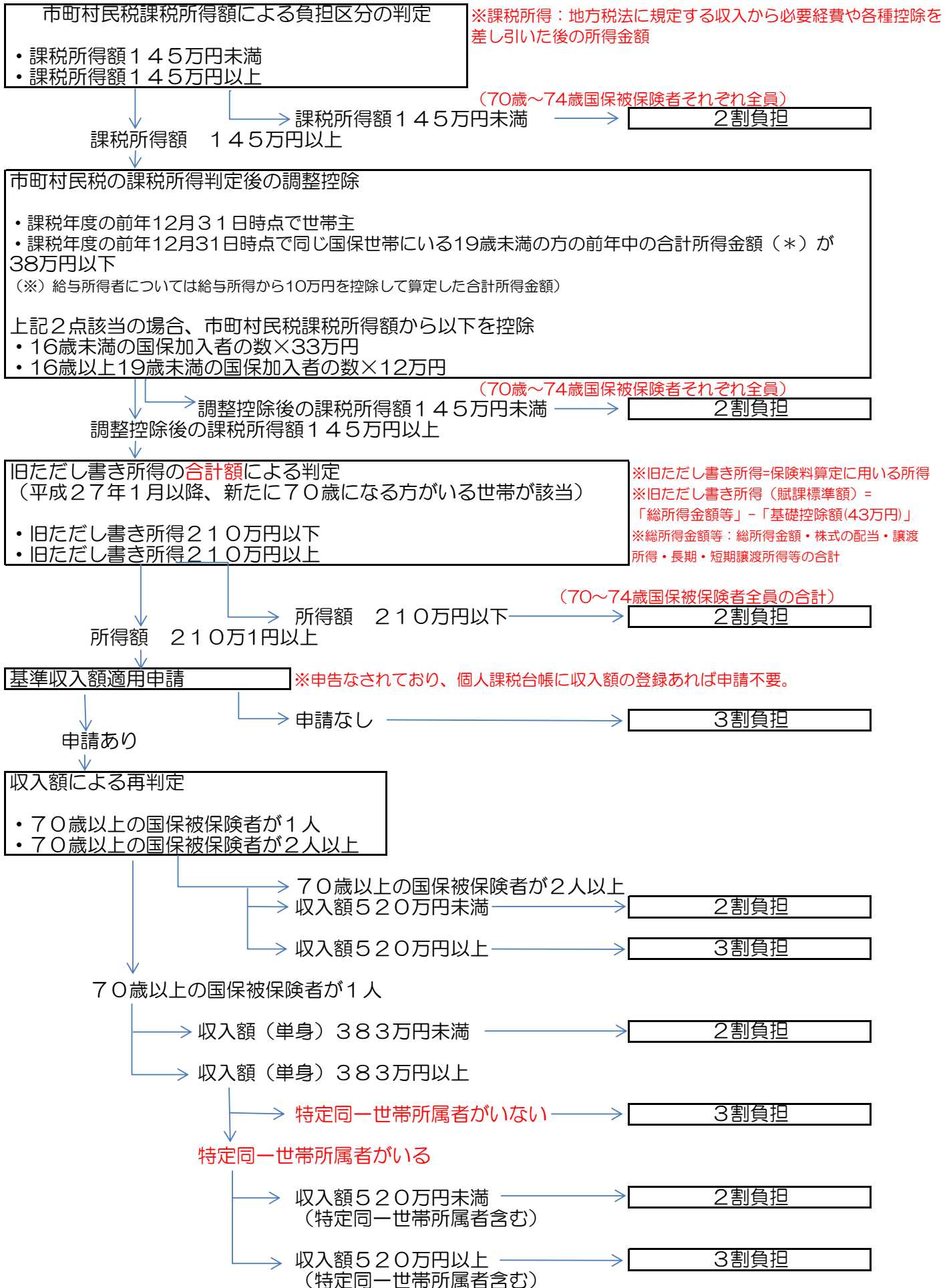


70歳から74歳までの負担割合判定フローチャート



※特定同一世帯所属者：後期高齢者医療制度の被保険者に該当したことにより、国民健康保険の被保険者資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同月以降継続して同一の世帯に属する者。